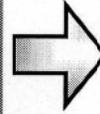


# 中小企業金融円滑化法の期限到来後の検査・監督の方針

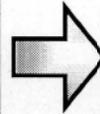
## 中小企業者の疑問

- ・ 金融機関が貸付条件の変更等に  
応じなくなるのではないか
- ・ 金融機関による貸し渋りや貸し剥がし  
によって、倒産が増加するのではないか



- ・ 金融機関が、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に  
努めるべきということは、円滑化法の期限到来後も変わらない  
貸し渋り・貸し剥がしの発生や倒産の増加といった事態が  
生じないよう、引き続き、日常の検査・監督を通じて金融機関に  
対し、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるよう促す
- ・ 金融機関の顧客への対応方針が変わらないことを、  
各金融機関から個々の借り手に説明するよう促す

- ・ 貸付条件の変更等を行った借り手は、  
25年3月までに経営課題を解決しなければ  
ならないのか



- ・ 全ての借り手に25年3月までに何らかの最終的な解決を  
求めるものではない
- ・ それぞれの借り手の経営課題に応じた最適な解決策を、  
借り手の立場に立って提案し、十分な時間をかけて実行支援  
するよう、金融機関を促す

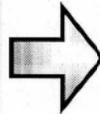
- ・ 貸付条件の変更等を行った借り手に  
対する金融検査が厳しくなるのではないか



- ・ 検査・監督の目線やスタンスは、これまでと何ら変わらない  
他方、個々の借り手の経営改善に具体的にどのように  
取り組んでいるか、検査・監督で従来以上に光を当てていく
- ・ 金融検査マニュアル等の不良債権の定義は不変  
(円滑化法の廃止が不良債権の増加には直結しない)

## 金融機関の疑問

- ・ メガバンクが回収に走るなど対応が  
厳しくなるのではないか



- ・ メガバンクに対しても、他の金融機関と十分連携を図りながら  
貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるよう促す